

入札説明書

「R6(線)・R7合併国補 防災公園敷地造成工事(その1)」に係る令和7年6月17日付入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年6月17日

2 契約及び工事担当

(1) 契約担当課

〒306-0495 猿島郡境町391番地1

境町企画部財務課管財室

電話番号 0280-81-1318

FAX番号 0280-86-7521

(2) 工事担当課

〒306-0495 猿島郡境町391番地1

建設農政部都市計画課

電話番号 0280-81-1311

FAX番号 0280-87-6745

3 工事概要等

公告1、(3)のとおりとする。

4 入札参加資格

公告2、(6)に定める「専任で配置できる」とは、現在、他のどの工事にも専任で配置されていない者を原則とするが、この公告における対象工事の契約締結時までに当該技術者が専任で配置されている他の工事の完了引渡しの見通しがある場合は、この限りでないこと。

5 入札参加資格の確認等

公告3、(2)に定める「入札参加資格確認」に係る申請書等については、次により作成し競争入札参加確認通知書の交付を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認に係る申請書等

別紙1「記載要領」により作成すること。

(2) 競争入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日以後に行うものとし、その結果は令和7年6月30日に発送する。

(3) 競争入札参加資格の認定及び確認に関する問い合わせは、前記2、(1)に掲げた契約担当課とする。

(4) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当課は、提出された申請書等を入札参加資格の認定及び確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 申請書等の作成に係る事前説明会及び提出時のヒアリングは実施しない。
- ⑤ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当課に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は任意とする。)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年7月2日 17時00分
- ② 提出場所：前記2、(1)の契約担当課とする。
- ③ その他：書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 上記により説明を求められたときは、令和7年7月3日17時00分までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 設計図書の閲覧及び一時貸出

(1) 閲覧期間及び場所

- ① 期間：令和7年6月17日から令和7年6月24日までの土曜・日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)
- ② 場所：前記2、(1)の契約担当課とする。

(2) 一時貸出の方法

一時貸出は、原則として1業者1回とし、一時貸出の申込み受付期間は、申請書を受理した日から令和7年6月24日までとする。設計図書は、一時貸出を受けた日の翌日の16時30分までに返戻すること。ただし、一時貸出申込みが受付最終日である場合、または返戻予定日が土曜・日曜日もしくは祝祭日にあたる場合は、一時貸出しを申込んだ日の17時00分までとする。なお、一時貸出用の設計図書は3部を用意する。

8 入札説明書及び設計図書に対する質疑・回答

(1) この入札説明書及び設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面(様式は任意とする。)により提出すること。なお、書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- ① 期限：令和7年6月24日 12時00分まで
上記日時までの土曜・日曜日または祝祭日を除く毎日9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)
 - ② 場所：入札説明書に関するものは、前記2、(1)に掲げる契約担当課とする。設計図書に関するものは、前記2、(2)に掲げる工事担当課とする。
- (2) 上記の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 期間：令和7年6月30日から令和7年7月3日まで
9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)
 - ② 場所：前記7、(1)、②に同じ。
- (3) この質疑・回答の内容は、本入札説明書の追加又は訂正とみなす。

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、境町財務規則(昭和41年規則第1号)及び境町建設工事執行規則(平成4年規則第8号)を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書(別記様式1)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。
- (6) 入札書を指定日時までに提出しないときは、無効とする。また、郵送及び電送による入札書は、無効とする。
- (7) 入札書の提出は、1回とし、予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
- (8) 入札書に記名押印なきもの、文意不明のものは、無効とする。
- (9) 入札に際しては、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳明細書(別紙2を参照のこと。)を提出すること。なお、工事費内訳明細書を提出しなかった者の行った入札は、無効とする。
- (10) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めないものとする。
- (11) この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の13に該当するもの(建築一式工事1,500万円以上、その他の工事500万円以上)である場合は、契約締結日から1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けていない者は、この入札に参加できない。

入札にあたっては、最新の経営事項審査結果通知書(建設業法第27条の27第1項に基づく通知(様式第2号))の写しを持参すること。なお、すでに経営事項審査を受審した者であって、最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合は、前回の経営事項審査結果通知書の写しとともに経営事項審査申請受付票を持参すること。

- (12) この工事が建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合は、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に工事担当者と協議を行うものとする。

10 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当課へ直接持参して行う。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

11 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び前記9に掲げた入札に際しての注意事項に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消すものとする。